

## 名古屋港マスコットキャラクターの使用に関する取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、名古屋港管理組合（以下「本組合」という。）がその権利を管理する名古屋港マスコットキャラクター（以下「マスコットキャラクター」という。）の使用に關し、必要な事項を定め、名古屋港の広報・宣伝活動に寄与することを目的とする。

### (用語)

第2条 この要綱におけるマスコットキャラクターとは、次に掲げるものをいう。

- (1) マスコットキャラクターのデザイン及び愛称（別図）
- (2) その他本組合が別途定める図及び言葉

### (使用申請)

第3条 マスコットキャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ名古屋港マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、名古屋港管理組合管理者（以下「管理者」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者が使用するときは、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体、公益財団法人名古屋みなど振興財団、公益財団法人名古屋港緑地保全協会及び公益社団法人名古屋清港会
  - (2) 名古屋港鉄鋼埠頭株式会社、名古屋臨海鉄道株式会社、名古屋港埠頭株式会社及び名古屋四日市国際港湾株式会社
  - (3) 報道機関（報道及び広報の目的で使用するときに限る。）
  - (4) その他管理者が適當と認めた者
- 2 前項ただし書に該当する者は、別に定める届出を、名古屋港管理組合総務部担当課長（広報・にぎわい振興担当）宛てに提出するものとする。

### (使用承認)

第4条 管理者は、前条第1項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットキャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 名古屋港の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
  - (2) マスコットキャラクターを正しい使用方法に従って使用しないとき。
  - (3) 法令若しくは公序良俗に反すると認められるとき、又は反するおそれのあるとき。
  - (4) その他使用を承認することが適當でないと認められるとき。
- 2 前項の承認は、名古屋港マスコットキャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

### (使用上の遵守事項)

第5条 マスコットキャラクターを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、管理者の指示する条件に従うこと。

- (2) 使用を承認された権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) 使用者は、承認に係る物品等が完成したときは、速やかに完成品の見本を管理者に提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

第6条 使用者は、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ管理者に、名古屋港マスコットキャラクター使用変更承認申請書（様式第3号）により申請し、その承認を受けなければならない。

2 第4条の規定は、前項の承認について準用する。

(承認の取消し)

第7条 管理者は、使用者がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該マスコットキャラクターの使用承認を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、マスコットキャラクターの取扱いに係る必要な事項は、管理者が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成29年5月17日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。